

第1回WG（9月24日）における議論の概要

- ◆ 今夏（令和6年8月）警察庁から公表された資料は、「警察取扱死体のうち、自宅において死亡した一人暮らしの者」の実数を初めて全国的に把握したものであり極めて有用。当該データを孤立死の実態把握における推計の基礎とすることを前提に検討を進めてはどうか。

主な議論

- ・死亡から発見までをより正確にデータに反映しており、非常に貴重なデータである。
- ・全国数値が把握できる有用な統計があるのであれば、それを使って推計を行う方がよい。
- ・政策にも反映できるという意味で、可能であれば性別データも提供いただけるとありがたい。

- ◆ **その上で、推計を精緻化するため、中間論点整理における操作的定義等の議論に照らして、下記のような事項を検討していくことが必要。**

操作的定義	中間論点整理「基本的な考え方」	警察庁公表資料	今後、検討が必要となる主な事項
（調査対象）	全ての死体	警察取扱死体のみ	警察庁公表資料は、その性質上、対象が警察が取り扱った案件（異状死）に限られる。 →例えば、かかりつけ医が死亡診断書を作成する案件などは含まれない点をどう考えるか。
死亡場所	屋外などは含めず、自宅を基本とする。	自宅	—
世帯類型	複数世帯の事例数の多寡や事件性のある事例の紛れ込みなどの点もあるので、把握可能なデータを踏まえつつ、引き続き検討する。	一人暮らし	警察庁公表資料が把握するのは「一人暮らし」の者のみ。→例えば、高齢夫婦が揃って亡くなっていた事例をどのように取り扱うか。 →複数世帯の事例数の多寡等が把握可能か否かも踏まえ、検討することが必要。
自殺の扱い	自殺は除外しない。	自殺を含む	—
生前の状況 看取りの有無	統計的な把握は困難であるため、客観的、外形的な事実の属性から推認する。	特になし	警察庁公表資料には、事件性のある事例が含まれている。 →何らか別の統計データ等を用いて事件性のある事例を除外することが可能か。
年齢基準	幅広い年齢層を対象とする。	全年齢対象 （5歳階級別）	—
死後経過時間	生前の状況を推認するという観点からも重要。何らかの基準を設けることの是非も含め、幅広く検討する。	経過日数別に集計	警察庁公表資料は経過日数別の集計となっている。 →死後経過時間の扱いについては、「何らかの基準を設けることの是非」も含め、幅広く検討することが必要。（なお、生前の孤立状況の推認のため、ニッセイ基礎研究所の推計では、死後経過日数を代替変数として活用。）

推計の精緻化に向けた検討①

操作的定義	中間論点整理「基本的な考え方」	警察庁公表資料
(調査対象)	全ての死体	警察取扱死体のみ
生前の状況 看取りの有無	統計的な把握は困難であるため、客観的、外形的な事実の属性から推認する。	特になし
自殺の扱い	自殺は除外しない。	自殺を含む

論点	主な議論
<ul style="list-style-type: none"> 警察庁公表資料は、その性質上、対象が警察が取り扱った案件に限られる。 かかりつけ医が死亡診断書を作成する案件などは含まれない点をどう考えるか。 	<ul style="list-style-type: none"> 死後一定日数経過後に発見された場合は、基本的に異状死の疑いがあるとして警察に通報されるのではないか。 かかりつけ医が死亡診断書を作成できるほどふだんの状況を把握している事例であれば、「孤立死」とは違うとしてもよいのではないか。 警察取扱死体以外で孤立死になりそうなケースはどのようなものがあるかを例示することで推計の誤差の存在を示すことができる。
<ul style="list-style-type: none"> 警察庁公表資料には、事件性のある事例が含まれている。 何らか別の統計データ等を用いて事件性のある事例を除外することが可能か。 	<ul style="list-style-type: none"> 一人暮らしで事件性のある件数がどのくらいを示す統計データはない。 事件性のある事例が含まれていることを示しておけばよいのではないか。
<ul style="list-style-type: none"> 事故死も含まれるがよいか。 	<ul style="list-style-type: none"> 自宅での事故で亡くなった後発見された事例は孤立死に含まれるのではないか。
<ul style="list-style-type: none"> 自殺統計を推計に使用していくとした場合、どのように取り扱うイメージになるか。 	<ul style="list-style-type: none"> 自殺統計の中で、自殺の原因に「孤独」という項目が設けられたことから、参考に見ていく必要があるとしたもの。自殺統計を推計にそのまま活用するというわけではない。

推計の精緻化に向けた検討②

操作的定義	中間論点整理「基本的な考え方」	警察庁公表資料
世帯類型	複数世帯の事例数の多寡や事件性のある事例の紛れ込みなどの点もあるので、把握可能なデータを踏まえつつ、引き続き検討する。	一人暮らし
死亡場所	屋外などは含めず、自宅を基本とする。	自宅

論点	主な議論
<ul style="list-style-type: none"> ・複数世帯の事例数の多寡等は把握可能か。 ・高齢夫婦が揃って亡くなっていた事例をどのように取り扱うか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・複数人で亡くなった場合は特定が困難（2人以上世帯の人が亡くなったことはわかっても、複数人が亡くなっているのが同時発見されたものかどうかは統計がない） ・一人暮らしの者を対象として推計を行っているので過少になることを説明して出すしかないのではないか。
<ul style="list-style-type: none"> ・一人暮らしをどう判断するのか。 ・自宅の種類は検討の必要があるか。 ・社会福祉施設、老人ホームをどう考えるか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・死者の生前の生活状況で、社会通念上一人暮らしと評価しうるかどうかによる。社会福祉施設等に入って施設の職員と生活している場合は、普通は一人暮らしとは言わない。 ・監察医務院のデータでも、たとえ1人部屋であったとしても、社会福祉施設は除外されている。
<ul style="list-style-type: none"> ・「屋外などは含めず」は必要か。 	<ul style="list-style-type: none"> ・屋外で事件性があるものがあつたりするので、室内で発見されたものということを厳密にするために入れた。 ・「屋外などを含めず」を削って「居宅を基本とする」としても同じような意味ではある。

推計の精緻化に向けた検討③

操作的定義	中間論点整理「基本的な考え方」	警察庁公表資料
死後経過時間	生前の状況を推認するという観点からも重要。何らかの基準を設けることの是非も含め、幅広く検討する。	経過日数別に集計
年齢基準	幅広い年齢層を対象とする。	全年齢対象 (5歳階級別)

論点	主な議論
<ul style="list-style-type: none"> 死後経過時間を孤立死の定義要件とする場合、どのくらいの日数を閾値とすればよいか。 ニッセイ基礎研究所の推計では、上位（2日）、中位（4日）、下位（8日）の3つの推計値を出していた。 	<ul style="list-style-type: none"> 例えば、死後経過4日経っているのであれば孤立死と見なせるのではないかという考え方が、それなりに一般的ではないか。
<ul style="list-style-type: none"> 年齢別の孤立死推計は必要か。 	<ul style="list-style-type: none"> 中年層、壮年層を把握できる意味は非常に大きい。